# 最低賃金法第三十五条第二項の地方運輸局を定める政令 （昭和五十九年政令第百七十九号）

最低賃金法第三十五条第二項の政令で定める地方運輸局は、近畿運輸局とする。

# 附　則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年四月二五日政令第一五一号）

この政令は、最低賃金法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年七月一日）から施行する。